

公共事業再評価について

意 見 具 申

令和元年 11 月 22 日

島根県公共事業再評価委員会

令和元年度 島根県公共事業再評価の結果について

島根県では、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「島根県公共事業再評価実施要綱」を策定し、公共事業の再評価を実施している。

この再評価にあたって、「島根県公共事業再評価委員会」を設置し、県が進める道路・河川・治山・漁港などの事業のうち、採択後５年あるいは１０年を経過している継続事業、あるいは社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業などを抽出する。対象となる公共事業は、土木部、農林水産部及び健康福祉部が所管する国土交通省、農林水産省及び厚生労働省の国庫補助事業、交付金事業及び県単独事業となっている。

委員会では、評価対象事業の中から、詳細審議箇所とする事業を選定し、現地調査も行ったうえで幅広い視点から対象各箇所の再評価を行うものである。

取りまとめた結論を委員会の総意として具申するものであり、県におかれては委員会の意見を尊重され公共事業の推進にあたられるよう要望するところである。

１ 総括的意見

今年度本委員会においては、事業採択後５年を経過して未着工の事業１件、事業採択後１０年を経過している継続中の事業５件、再評価実施後５年を経過している継続中の事業５件、社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業１件、計１２件について審議を行った。

委員会を５回開催し、各地区に関する詳細な資料とともに、県の説明を受けながら「実施要綱」第３条に規定されている再評価の視点に基づいて、幅広く慎重に事業実施の妥当性等について、現地調査と併せて行って詳細に審議した。

以下に、今年度の再評価対象地区の審議における議論と、今後の事業の進め方への提言等をまとめ「総括的意見」として述べる。

（１）大規模災害への対応及び持続可能な地球環境への配慮を併せ持つ事業執行

これまでの本委員会の審議においては、厳しい財政状況を踏まえ、事業の優先順位の明確化と、さらなるコスト縮減が望まれてきた。その一方で、公共事業には近年の気候変動が原因と思われる想定外の激甚な災害に対する備え、加えて温暖化対策など地球環境問題に配慮もあるべきだという議論が増えている。

例えば、最近の再評価対象事業では、局所的豪雨等の激甚な災害に対するハード面の備えと併せて実施されるべき「災害時の避難計画などのソフト対策の不備」が指摘されている。あるいは県営住宅整備事業等において「再生可能エネルギー普及のために屋上・空地に太陽光発電設備を設置していく」といった地球環境への配慮も求められている。

本委員会では、上述したような時代の変化に伴う現代的な課題には県が率先して対処すべきであるという意見が大勢である。これを是非取り入れると同時に可能な限り

の選択と集中的投資で予算を有効に分配していかれるよう要望する。

（２）林道整備事業

森林面積が県土の８割近くを占める島根県では、林齢が４０年以上の主伐期を迎えている森林が６割、間伐が必要な森林が３割となっている。木材需要も増加しているなか、県内における木材生産が追いつかない状況を改善するためには、早急な林道整備が必要となっている。林業による県内産業活性化への地元の期待も大きい。林道事業においては、完工を待たず可能な区間から順次供用していく柔軟な対応も求められる。

（３）道路事業

今回抽出審議した道路事業は全て「防災安全交付金事業」であった。このうち、国富工区の審議においては「歩車道境界にフェンスを設置することが望まれる」あるいは「通学路に当たる区間を優先する配慮を求める」といった意見が出ており、県民生活の利便性向上はもちろんではあるが、道路交通の安全という主目的を着実に果たす事業執行が望まれる。

加えて、この防災安全交付金事業のうち、交通安全事業はその目的の分かりやすさの反面で、事業費に対する効果の算定基準が無いため、巨額な投資の効果を分かりやすく表す手法の検討が望まれる。

（４）河川事業

近年、局地的にそして想定を超える豪雨が頻発し大規模な災害が増えている。島根県においても、こうした災害への備えが求められるなか、今回再評価の対象である河川においても、木戸川では４４年、高瀬川では３２年と工事が長期化しており計画的な事業の推進による早期完了が望まれる。

そして長期にわたる工事の進捗の間には、被害想定区域や避難ルートなどが変化していくことも考えられ、こうしたソフト面での対応にも注力されたい。

（５）地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、海岸侵食対策などの減災対策事業

地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業は、県民の生命、生活、財産を守る重要な事業である。海岸侵食対策事業もまた国土を保全する事業として、地域住民の安全な生活を守るため、海岸侵食対策として、突堤・離岸堤・人工リーフ・養浜などを配置し侵食防止を目指す。広範囲にわたることから工期が長くなりがちである。

これらの事業では、工事中も継続的に全体地形の変位計測を続けながら、常に施工の優先順位を見直すなどの努力が望まれる。また、今回急傾斜地対策の現地調査で「危険箇所にある集会所が避難所になっていること、避難所を安全な場所に移転すべきではないのか」という指摘があったように、例えば長期的な視点からの家屋の移転の包括的な対策の検討や災害時の避難誘導などソフト面の工夫も望まれるところである。

（６）県営住宅整備事業

本事業は老朽化した公営住宅を安全なものに置き換え、エレベーター設置などのバリアフリー化など高齢化に対応する現代的な生活における要求に応えるための整備となっている。建て替え、住民の転居に当たっては「低額所得者に対し低廉な住宅を供給する」という公営住宅整備事業の目的の遵守が求められる。都市域内での大規模建築工事であることから、騒音の防止、資材搬入路の安全性確保、廃棄物の処理方法など近隣住民の生活環境を維持していく工夫も求められる。

（７）おわりに

本委員会は、再評価対象事業１２件、「自然が育む資源を活かした産業の振興」を目指す林道整備事業、「生活基盤の維持・確保」に向けての道路整備事業、県営住宅整備事業、「安全対策の推進」に対応していく河川整備事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、海岸侵食対策事業について審議してきた。それら今回の再評価対象地区が、島根県の将来にとって重要な事業であり、県の示す対応方針も妥当と判断し「継続」とした。

今後の事業執行に関して従前には無かった、現代的課題への対応などの要望を述べさせていただいた事業もある。関係する事業担当者の方々には委員会の意見を尊重され、事業の速やかな執行に尽力されたい。

２ 審議対象事業

島根県が、再評価の対象として提出してきた事業は下記のとおりである。

○農林水産部 １箇所

番号	事業名・地区名	所 在 市町村	事業費 (億円)	工 期	再評価 区 分	抽出 箇所
1	県営林道開設事業 足尾線	浜田市	40.3	H6～R5	④	○

○土木部 １１箇所

番号	事業名・地区名	所 在 市町村	事業費 (億円)	工 期	再評価 区 分	抽出 箇所
2	防災安全交付金事業 国道４３１号 国富工区	出雲市	21.7	H22～R7	②	○

番号	事業名・地区名	所 在 市町村	事業費 (億円)	工 期	再評価 区 分	抽出 箇所
3	社会資本整備総合交付金事業 (主) 桜江金城線 市山工区	江津市	55.2	H21～R3	②	
4	防災安全交付金事業 国道187号 大野原工区	吉賀町	9.5	H22～R4	②	○
5	防災安全交付金事業 (一) 匹見左鐙線 左鐙Ⅱ工区	津和野町	4.5	H22～R6	②	○
6	広域河川改修事業 高瀬川	出雲市	25.5	H12～R13	④	○
7	総合流域防災事業 木戸川	安来市	28.7	H2～R15	④	○
8	地すべり対策事業 中遠田地区	益田市	6.7	H12～R7	④	○
9	急傾斜地崩壊対策事業 扇町地区	津和野町	4.6	H22～R7	②	○
10	急傾斜地崩壊対策事業 杷谷地区	吉賀町	2.3	H25～R6	①	○
11	海岸侵食対策事業 三隅港・湊浦地区	浜田市	24.5	H12～R6	④	○
12	県営住宅整備事業 淞北台地区 大輪町地区	松江市	87.4	H27～R11	⑥	○

注：再評価区分「①～⑥」

- ① 事業採択後5年を経過した後も未着手の事業
- ② 事業採択後10年を経過している継続中の事業
- ③ 事業採択前の準備・計画段階で5年を経過している事業
- ④ 再評価実施後5年を経過している未着手又は継続中の事業(下水道事業を除く)
- ⑤ 再評価実施後10年を経過している未着手又は継続中の事業(下水道事業)
- ⑥ 社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業

注：抽出箇所「○印」

3 審議日程及び経過

第1回 令和元年7月8日（月）

出席委員 上野和広、武邊勝道、常國文江、寺田哲志、豊田知世、
長廻英夫、平川眞代、松浦俊彦、三輪淳子（50音順）

審議内容 ・再評価対象事業12箇所について、事業者から説明
・現地調査及び詳細審議箇所の抽出

第2回 令和元年7月22日（月）

出席委員 上野和広、武邊勝道、常國文江、寺田哲志、豊田知世、
長廻英夫、平川眞代、松浦俊彦、三輪淳子（50音順）

現地調査 ・県営住宅整備事業 大輪町地区 湍北台地区
・総合流域防災事業 木戸川
・広域河川改修事業 高瀬川
・防災安全交付金事業 国道431号 国富工区

第3回 令和元年8月5日（月）

【県中部班】

出席委員 上野和広、寺田哲志、豊田知世、長廻英夫、平川眞代（50音順）

現地調査 ・県営林道開設事業 足尾線
・地すべり対策事業 中遠田地区
・海岸侵食対策事業 三隅港湊浦地区

【県西部班】

出席委員 武邊勝道、常國文江、松浦俊彦、三輪淳子（50音順）

現地調査 ・急傾斜地崩壊対策事業 杷谷地区
・防災安全交付金事業 国道187号 大野原工区
・防災安全交付金事業 （一）匹見左鐙線 左鐙Ⅱ工区
・急傾斜地崩壊対策事業 扇町地区

第4回 令和元年9月27日（金）

出席委員 上野和広、武邊勝道、常國文江、寺田哲志、豊田知世、
長廻英夫、平川眞代、松浦俊彦、三輪淳子（50音順）

審議内容 ・再評価対象事業の審議、対応方針の決定

第5回 令和元年10月25日（金）

出席委員 上野和広、武邊勝道、常國文江、寺田哲志、豊田知世、
長廻英夫、平川眞代、松浦俊彦、三輪淳子（50音順）

審議内容 ・意見具申案の審議

4 詳細審議箇所の再評価結果

(1)【県営林道開設事業 足尾線】→ 継続

本事業は、802haの利用区域内の合理的な林業経営と、適切な森林管理によってもたらされる森林の公益的機能の維持を目的に、浜田市旭町都川から来尾を結ぶ道路延長11,471mの林道を整備するものである。平成6年度に採択され、令和5年度に完了予定であるが、県内外の木材需要が急増していることから、令和3年度完成に向けて工事を急いでいる。総事業費は40.3億円であり、令和元年現在の進捗率は93%である。開設延長は残り1,322mだが、すでに土工や簡易的な道の整備は実施されている。今回は、再評価実施後5年が経過しているため、再評価の対象となった。

島根県の森林率は78%と高いが、林齢が40年以上の主伐期を迎えている森林が6割、間伐が必要な森林が3割と、森林の9割以上が主伐や間伐が必要だが、十分に利用できていない状況である。島根県の木材需要は、平成21年には55万m³にまで減少していたが、平成28年には87万m³、平成29年には110万m³と増加している。しかし、県内の木材生産が追いついていないため、県外から木材を購入せざるを得ない状況となっている。林業の効率的な管理のためには、林業関連のインフラ整備が不可欠であるため、早急な林道整備が望まれている。

本事業の対象地域の40km圏内には、原木市場や木材共販市場や製材工場、合板工場、チップ工場、バイオマス発電施設など、多種多様な品質を扱う大規模な木材需要先があり、林業関連産業は地域経済を牽引する重要な産業のひとつになると期待される。また、事業実施に対して、地元自治会や利用区域内の土地所有者が中心となった「林道足尾線推進協議会」が形成されており、地元住民や地権者に対して事業進捗や課題が定期的に報告されている。地元住民からも要望が強く、林業関連産業の発展が期待されているため、早急な工事の実施をお願いしたい。

(2)【防災安全交付金事業 国道431号 国富工区】→ 継続

本事業は、出雲市美談町から同市国富町に至る国道431号の1.76km区間で歩道を整備するものである。事業区間内の一部は国富小学校の通学路に指定され、通学生の往来があるにもかかわらず、既存の歩道は幅員が狭小である。さらに、一部では歩道が未整備の状況となっていることから、現状では歩行者の安全な歩行環境が確保されているとは言い難い。この状況の解決を図るため平成22年度に本事業が採択され、現在に至るまで整備が進められてきた。現在、経過年数10年で進捗率26%となっている。

本事業の対象区間は、出雲市通学路交通安全プログラムで早急に歩道拡幅を行う区間として位置づけられている。また、地元が平田地域基幹道路整備促進期成同盟会を組織し、道路改良を望んでいる。これらのことから、本事業は対象路線の安全性向上

に向けた効果的な対策を、近隣住民の要望に沿った形で推進していると考えられる。自動車の暴走等に起因した事故が近年頻発していること等を考慮すると、通学生を始めとする歩行者の安全確保に向け、速やかに実施すべき事業と言える。したがって、令和7年度の完了に向け、事業を継続することが妥当と判断した。ただし、事業を継続するにあたっては、現地視察等を通して確認した以下の事項に留意し、より効果的、効率的、経済的な事業となるよう検討して頂きたい。

① 歩行者（特に通学生）の安全性向上について

本事業は、道路幅員の拡幅に併せて歩道を整備し、歩行者の安全性向上を図るものである。現地視察の際、整備を行う歩道の形式について確認を行ったところ、現況の歩道と同じ形式（歩道と車道の間に縁石を設置）で整備予定とのことであった。

近年、運転時の不注意や自動車の誤操作に起因する事故によって歩行者が被害にあう事故が多発しており、それらの中には自動車が縁石を乗り越えて歩行者と接触した事例も存在する。そのため、縁石で整備した歩道が必ずしも安全であるとは言いきれず、歩行者の安全性向上に向けた検討の余地があるように思われる。例えば、車道と歩道の間にフェンスを設置する等の対策の可否についても検討をお願いしたい。

予算等の都合により難しい場合は、通学路として指定された区間（重要度が高い区間）への適用を優先する等の工夫を行い、対応可能な範囲内で対象路線の安全性ができるだけ高くなるよう検討をして頂きたい。

② 他事業との連携について

本事業では、歩道を整備するのに必要な用地を確保するため、家屋等の立地状況を考慮し、経済比較を行った上で、路線と並走する河川の付替が実施されている。河川付替の対象である湯谷川の下流部では、昨年度の再評価委員会で評価対象となった広域河川改修事業が行われている。

現地視察では、上記2事業の実施にあたり道路建設課と河川課で協議した結果、両事業による当該工区の施工時期が大きく異なること、広域河川改修事業での当該工区の具体的な河川断面が未だ確定していないこと、等の理由からそれぞれの事業が独立して実施される状況になったことが確認された。そのため、広域河川改修事業が進捗して本事業の工区へ達した際には、本事業の河川付替で整備した護岸等の一部を取り壊し、広域河川改修事業として再度整備するとのことであり、非常にもったいないと感じる。

広域河川改修事業による再整備の際には、本事業で整備した護岸をできる限り有効活用することを期待したい。2事業間で河川の整備を行う際の仕様の相違があることや、河川改修を行う際の整備順序の制約（下流→上流）があることは理解できるが、他事業との関連性を考慮し、県で実施する事業全体を通して見た時に最も効率的、経済的となるよう検討をお願いしたい。

(3)【防災安全交付金事業 国道187号 大野原工区】→ 継続

本事業は山口県岩国市を起点として吉賀町、津和野町を経由して一般国道9号を重複して益田市へ至る広域幹線道路の内、吉賀町柿木村大野原から柿木に至る区間において歩道を整備し、歩行者や自転車通行者の安全を確保するものである。本路線は吉賀町立柿木小学校、柿木中学校の通学路となっている一方で、歩道が整備されていない部分が存在しており、自動車・自転車・歩行者の分離が十分にできておらず、危険な状態にある。このため、歩行者および通行車両の危険な状況を改善するべく、歩道を設置して交通安全の向上を図るものである。

この事業は、平成28年3月に策定された島根総合発展計画第3次実施計画における、輸送ネットワークや通勤・通学の重要な生活道路として、『基本目標Ⅱ安心して暮らせるしまね』の「政策1安全対策の推進」、「5.交通安全対策の推進」にあたる。事業採択年度は平成22年度、完了予定年度は令和4年度で、事業採択から10年を経過している継続中の事業であり、今年度の再評価対象となった。令和元年6月現在の全体の進捗状況は68%で、用地補償は83%の進捗率、工事は、全体延長2.7kmの内、1.7kmが既に供用されている。なお、交通安全事業については便益の評価手法が確立されていないため、B/Cは算定しないこととしている。

令和元年8月5日の現地調査では、当該路線の歩道整備が部分的に完了しており、歩道のない部分では、歩行者が歩くべき路肩が狭いことを確認できた。また、歩道のない部分を自転車が走行する場合に、自動車の走行と干渉する状況を確認することもできた。現在は整備区間と未整備区間が交互に分布していることから、これまでの整備改良区間の効果を十分に発現するためにも、全線での整備が必要であると考えられる。また、現在の事業進捗率も高いことから、再評価は継続とし、早期の全線供用を目指すことが望ましいと考えられる。

事業の実施にあたっては、掘削残土の他工事への活用などのコスト縮減に加え、本線沿いの一級河川高津川の環境へも配慮した工事計画が策定されている。今後も、コストの縮減や環境への配慮をしつつ、事業を進めていきたい。

(4)【防災安全交付金事業 (一) 匹見左鐙線 左鐙Ⅱ工区】→継続

本事業は鹿足郡津和野町左鐙地内の0.61km区間を現道拡幅による1.5車線の改良により整備するものである。

急峻な地形を有しており、交通量も比較的少ないことから1.5車線の改良が事業手法として採用された。

平成22年度に事業採択され、完了予定年度が令和6年度、総事業費は4億5400万円である。現在の工事進捗率は53%であり、工事着手後10年が経過している。

改良区間が短い割に経過年数が10年に至ったのは、アユ、ヤマメの漁期、冬季の積雪が深いため、施工できない期間があり、また、平成25年に起きた津和野町豪雨

災害の災害復旧を優先的に進める必要があったため、本事業の工期が遅れたようである。

本路線は益田市匹見町紙祖を起点とし鹿足郡津和野町左鐙において国道１８７号へ至る路線である。この路線沿いに上横道地区がある。

上横道地区から中心市街の日原方面へはこの路線が唯一となっている。

この路線は上横道集落の住民の通勤、通学、医療、買い物などの日常生活を支える重要な路線でもあり、介護福祉車両、町営バスも定期的に通っている。

当該区間には落石危険箇所もあり、周辺の迂回路も幅員が狭く線形も悪いため、現状では大きな災害時には集落が孤立化する可能性がある。

上横道集落の住民の暮らしと安全を守るためにも事業の継続は必要不可欠である。

集落の住民は現況では２３世帯４１人だが、近年ではＩターンで１世帯が増えている。

また、県内最高峰の安蔵寺山への登山ルートにもなっており観光客も通行している。

本事業の整備により住民の安心、安全な交通を確保することによって、集落の人口減少の歯止めとなり、地域も活性化していくのではないかとと思われる。

近年に見られる局地的大雨に伴う災害の報道状況からも、完了予定年度にかかわらず早期の完了が望まれる。

（５）【広域河川改修事業 高瀬川】→ 継続

本事業は、高瀬川流域の洪水被害防止を目的として河川改修を行うものである。河川の拡張と川底を掘削することにより、１０年に一度の確率で発生する降雨による洪水被害を防止する計画である。

高瀬川は五右衛門川の支流であり、川幅が狭く、河川勾配も緩やかであるため、洪水時には自然排水が困難になることから、五右衛門川との合流点に排水ポンプが設置されている。現状、高瀬川の流下能力はきわめて低いため、昭和３９年と４７年に甚大な浸水被害が発生し、近年でも平成９年、１３年、１８年に氾濫し、家屋浸水などの大きな被害が発生している。事業は平成１２年に採択され、令和１３年に完了予定である。工事進捗率は６２％であり、再評価実施後５年経過したため、今回再評価の対象となった。

高瀬川は国道９号が併走しており、対象流域は山陰道斐川インターチェンジから３ｋｍに位置することから、上流に電子部品工場や住宅街、沿川に新聞印刷工場や大型商業施設が建設されており、産業や生活の拠点としても重要な地域である。本事業の費用対効果は８．４３と極めて高く、沿岸住民および出雲市から早期完成を強く要望する声が出ている。近年は豪雨が頻発していることから、早急に実施すべき事業である。

現地視察では、自然植物が繁茂するように植生に配慮したブロックを使って護岸工

事をするなど、多自然川づくりの取り組みを確認することができた。河川改修は自然環境に影響を与えることから、地元住民の意見も取り入れながら、今後も生態系に配慮した整備を続けて頂きたい。

早期の工事完成を要望する一方で、気候変動による集中豪雨の増加が予想されるため、場合によっては浸水頻度や浸水区域を見直しながら事業を進めて頂きたい。また、比較的平坦な土地に宅地や商業施設や公共施設などが密集している地域だからこそ、本事業による効果だけではなく、五右衛門川や斐伊川など他の河川や上流域の治水対策による影響を考慮した避難ルートの作成など、出雲市と連携して防災計画を策定いただきたい。

（６）【総合流域防災事業 木戸川】→ 継続

木戸川は安来市の中心市街地を流れ、中海に至る河川延長４．７ｋｍの一級河川である。その流下能力不足から、過去８回の浸水被害が起こっている。この総合流域防災事業は、１，０７９ｍ部分の河川の拡幅を行い、河床を掘削して流下能力を確保し、沿江市街地の浸水を防ぐことを目的としている。この事業は、再評価実施後５年を経過し継続中であることから今年度の再評価対象となった。平成２１年度、平成２６年度にも再評価対象とされていた。

事業の進捗状況として、採択年度が平成２年度、完了予定年度は令和１５年度である。令和元年６月現在の経過年数が３０年で進捗率は６９％、事業全体の費用便益比は１．６５となっている。

事業期間が４４年と長期化しているが、これは河川事業の特徴として、一定期間の改良でその効果を発揮することがあげられる。基本的に下流から上流を改修しなければならないことや、河川工事は、梅雨や台風の多い時期を避けて施工されることなどが要因となっている。

７月２２日の現地調査で、木戸川の周りに家屋が多く連なっており、川幅も狭小であることが見て取れた。また近くに小・中・高や市役所など重要な社会的施設があり、浸水した場合多大な被害が予想される。地域の安心安全のために必要な事業であると確認できた。

なお、島根総合発展計画（第３次実施計画）における事業位置づけは、『基本目標Ⅱ安心して暮らせるしまね』の「政策１安全対策の推進」における「７災害に強い県土づくり」にあたる。河川改修を行うことで、豪雨発生時における県民の生命、身体、及び財産への被害の発生を未然に防ぐ。

以上から、未改修区間の一日も早い完成を期待し、この事業を継続とする。

この事業は着手後も平成２３年に上流にて浸水被害など大雨洪水や台風の影響を受けているが、その被害は平成１１年以降軽減している。これは、事業が下流から行うとされている整備を浸水被害の軽減のため、河積の最も狭小な区間が局部改良事業と

して行われたからである。今後も施工の順序や工法に留意され事業を行って頂きたい。

近年県内では大雨や洪水で多大な被害が頻発している。県民の安心、安全のために防災は重要である。事業完了後も、適切で切れ目のない維持・管理に努められたい。

また木戸川では親水護岸として、水辺の楽校という活動が行われている。これは県・安来市・地域住民からなる子どもの水辺協議会が整備構想し、市民が安心して水辺に親しむことができるよう配慮することとなっている。この護岸が魅力ある市民の集いの場になるよう、市や団体、学校関係など各方面との連携を図り、さまざまな工夫を凝らした運用をお願いしたい。

(7)【地すべり対策事業 中遠田地区】→ 継続

本事業は、益田市遠田町「中遠田地区」における地すべり被害の防止のために、平成12年度に採択され、令和7年度を完了予定年度とする。

当該地区の地すべり対策範囲は非常に広く、保全対象には人家137戸、事業所24箇所、集会所、公民館、国道9号、市道などを含み、事業の必要性が高いことが認められる。これらの保全のため、地すべり対策区域と19の対策ブロックを設定し、緊急度の高さによる優先順位を定めて事業が実施されており、現在のところ11ブロックが対策済みで、残りは8ブロックとなっている。事業進捗率は74.8%となっている。

通常、地すべり対策事業では、ブロック毎に観測、解析を行い、用地買収、対策工事から効果確認まで、3年～5年の工事期間が必要となる。さらに地下水位の降下状況を確認しながら、隣接する他ブロックの対策効果も勘案することから、事業は長期化する傾向にある。対策地区が広くブロック数が多い中遠田地区においてもこうした実情によって事業は長期化している。

現地調査においては、地すべり地域表層の斜面状況は外面的には安定した様子で、斜面・道路などの大きな変状も見あたらず、一見したところでは危険性は見いだしにくかった。しかし、これは既に緊急性の高いブロックが施工済であることによる安定であると推測できる。この結果、中遠田地区地すべり対策事業では「ライフライン機能の保全、土砂災害に対する住民の不安軽減、公民館・集会所の安全利用確保」といった具体的便益となって実証されており、島根総合発展計画の『基本目標Ⅱ安心して暮らせるしまね』の社会形成を実現していると考えられる。費用対効果が12.26と大きい数値となっていることも納得できる。

結論として、この事業の継続と早急な完了による、安全な地域生活の確保を期待する。事業の執行にあたっては、地すべり地域全体の地下水位の変動や地表の歪みなどの調査を継続し、地すべり危険度の再確認をすることで、施工順序の再検討や一旦施工を休止して様子を見るといった柔軟な対応で、安全性と経済性に留意した事業執行をお願いしたい。

(8)【急傾斜地崩壊対策事業 扇町地区】→ 継続

本事業は、鹿足郡津和野町日原 扇町地区の急傾斜地崩壊を防止する事業である。

平成22年度に事業採択され、調査・設計が24年度に完了し、25年度より用地買収に着手するとともに工事を開始した。総事業費は4億6100万円である。工事完了予定は令和7年度、工事進捗率は令和元年度に31%に達する見込みである。事業採択後10年を経過している継続中の事業で、今年度、再評価の対象となった。

この事業の調査対象地は、がけ高89m、勾配45度の急峻な斜面が人家の背後に近接している。人家も58戸あり、避難経路である町道日原青原1号線もあり、役場や公民館を擁する。斜面には崩落跡や不安定な状態の転石が確認できる状況であり、平成15年には直径約1mの転石が人家背後に落下している。

工事が遅れている背景には、平成25年7月豪雨の災害復旧工事を最優先にし、26年度は事業を行わなかったこと、27年度および28年度には斜面下の擁壁の工事の入札手続きを行ったが不落札で、受注者が決まらなかったこと等が挙げられる。

令和元年8月の現地調査では、人家と斜面の状況や設置済みの落石予防工を確認し、緊急性も把握できた。

扇町の住民も早期完成を要望していることをはじめ、豪雨による斜面の崩落や落石の危険があり、下方人家や地域の生活道路に甚大な被害をもたらす可能性もあることから住民の安心安全を確保するこの事業は継続が必要だと判断した。

われわれが便利さと快適さを追求してきた結果、地球温暖化が急速に進み、集中豪雨や台風の頻発がみられる昨今、山間部の多い島根県は災害の危険性がさらに高まっている。既存のデータだけに頼らず、より安全性の高い数字で、住民の生命と安全の確保をお願いしたい。地球温暖化で大雨増加傾向はさらに強まると予測されているため、防災体制強化の対策としても早期に事業を完了し、明日、何が起こっても対応できる万全の対策に努められたい。最後に長期的な視点に立ち、崩落対策と並行して移住等の包括的な検討にも期待したい。

(9)【急傾斜地崩壊対策事業 杵谷地区】→ 継続

本事業の事業地は、急峻な斜面が人家の背後に近接しており、斜面には、崩壊跡や不安定な状態の転石が多く確認できる状況にあり、豪雨時等には、斜面崩壊により、下方の人家や避難所、幹線道路の主要地方道（県道）などに被害が及ぶ恐れがあるとされている。このために、早期に斜面对策を実施する必要性があるとして、平成25年度に事業採択されたものである。

現地は、保全対象が人家3戸と避難所1箇所と対象建物は少ないが、関係地権者も多数存在している。さらに、用地調査にあたって、対象地域が地図混乱地域で、早期に用地境界が確定できないことがわかった。

そのために、事業採択後5年が経過したにもかかわらず、未着工の事業となってい

る。

現在、地元吉賀町と協議を行い、円滑化地籍整備交付金事業により、土地境界を整理・確定し、令和２年度用地調査、令和３年度用地買収、工事着手、令和６年度に事業完了の予定となっている。

本事業については、このような危険箇所にある集会所が避難所になっていること、避難所を安全な場所に移転すべきではないのか等指摘を行ったが、現地付近に避難所として指定できる適地がなく、やむを得ない面もあり、人家も含めて、国の重点施策として、避難所の土砂災害対策を実施しているとのことであった。

また、対象区域内に主要地方道もあり、地元住民は対策工事の早期完成を求めている。

地図混乱地域とはいえ、事業採択後、５年経過しても未着工となっており、すみやかな地元調整等を行う必要があったのではと考える。

しかしながら、本事業を中止すれば、他に、地域住民の安全安心を確保することも難しく、幹線道路にも土砂災害の被害が及ぶ可能性もある。

昨今の豪雨災害の状況など鑑みても、地元吉賀町としっかりと連携して、早期の完成を目指して、事業継続すべきと考える。

（１０）【海岸侵食対策事業 三隅港 湊浦地区】→ 継続

本事業は、かつて「田の浦海岸」と呼ばれ、ＪＲ山陰本線と並走する美しい白砂の海岸線であり、県内有数の海水浴場として県民はもとより近隣の広島県の都市住民にも日本海のレジャースポットとして親しまれてきた。しかし、昭和６０年頃から海岸侵食が始まり、加えて松くい虫の猛威で黒松の防風林が消失したことにより美しい砂浜が大きく減少した。海岸線の後退により、波浪の減勢力が低下し、並行する市道、鉄道にも影響する越波や護岸の崩壊が進み、海岸線の侵食が背後の民家、住民にも危険が及ぶ状況となった。そこで平成１２年度から、漂砂の滞留と風浪による侵食を防ぎ、国土保全と背後住民の人命、財産の保護を目的とした海岸保全事業に着手した。

この事業では、既設護岸が高波により崩壊しないよう抜本的な保全対策と失われた美しい砂浜の復元により地元住民の生活環境の安定を図ること、また、林野庁所管の事業と連携して、白砂青松の美しい海岸線を復元することとしている。総事業費２４億５０００万円、令和６年度完了をめざしている。現在、事業進捗率は６２．９％。残事業は離岸堤（潜堤）２基、養浜１６，０００ｍ³。以上が事業概要と進捗状況である。既に２０年が経過している現状において再評価の視点に基づいて意見を述べる。

① 事業の進捗状況

前回、平成２６年度再評価委員会以降に施工した突堤（潜突堤）により砂浜の前進が確認され事業効果がみられるが、５年間の期間においては事業進捗が遅いと思

われる。20年を経過した事業進捗率から見ると令和6年度までに残事業の完了が可能か懸念される。

現地で説明があった海岸での砂の動きが確かなら東側海岸の離岸堤（潜堤）2基の施工は急がれる。これが整備されないと護岸の侵食対策や養浜造成に着手できない状況と判断する。

② 事業を巡る社会経済情勢等の変化

本事業は、あくまでも海岸線の国土保全整備ではあるが、過去に失われた砂浜の復元は地元住民の悲願であり、安全な生活環境と風光明媚な海岸線が戻ってくることは地域の活性化と若者の定住促進にも希望がもてる。

③ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化

$$B/C = 1.29$$

被害想定によっては、分析結果は変化するが十分な費用対効果はあると考える。

④ コスト縮減や代替案立案等の可能性

砂浜の復元は不完全な状態であり住民生活の安全、安心の確保のために海岸保全事業の早期完成が望まれる。以上により、本事業の継続は妥当と判断する。

今後の事業計画について、若干意見を述べる。

湊浦は、東風には強いが冬季の北西の荒波には弱い地形となっている。残事業の離岸堤（潜堤）2基の堆砂効果は期待できるが、東側の護岸吸出し状況、斜路変状状況を見ると北西の風浪に洗掘されやすい地形と思われる。

離岸堤（潜堤）がすべて完了した後の砂の動き、堆砂状況の把握は継続して観測されたい。また計算値で求めた波浪の減勢が現地の地形に適合しているか、今後も冬季の波浪状況について注視すること。このことは、養浜造成に大きな影響を与えると考える。加えてコスト縮減で養浜に流用する港内の浚渫土については、白浜のイメージを損なわない徹底した土質管理を望みたい。終わりに事業成果が計画どおり発揮できるよう関係各位の最大限のご努力を望みます。

（11）【県営住宅整備事業 湍北台地区 大輪町地区】→ 継続

この事業は松江市内にある湍北台団地の建替え事業である。

建替えにあたっては、団地内に余剰地がないため、先行で大輪町地区に10階建ての住宅棟、福祉施設棟、立体駐車場を建設し、湍北台団地の順次建替えを行い、8階建てで新1号棟と新2号棟、集会、交流施設を整備するものである。

平成27年度に事業採択され、完了予定年度は令和11年、事業費は87億4400万円である。費用対効果B/Cは1.02である。

事業に至った経緯としては、湍北台団地は築後40年以上経過し老朽化が進行していること、エレベーター設置等、バリアフリー対応が困難な状況にあるため、建替え

が必要と判断されたようである。

既存住棟活用の可能性も検討されたようであるが、活用した場合は既存の躯体を使用するため新規建設に比べ整備費用も少なく、工事期間も短縮が可能というメリットがある。ただし既存不適格の問題もあり、エレベーターの設置等共用部分の増築が不可能になること、住戸面積が40㎡前後と狭いため高齢者単身向け住棟となり、自治会活動を住棟単位で行ううえで望ましくないなど、また高齢者単身用の住棟とするための住戸内のバリアフリー化も既存躯体の制約により限界がある。築後40年近く経過している既存住棟と新築住棟では、今後使用年数に差があるため将来改修した既存住棟を先に更新することになり、その際の土地利用の自由度が低くなるなどのデメリット部分、メリット部分を検討され建替えに至ったようである。尚、この検討内容を、実際の見積もり等で考察されていれば、建替えに至った経緯がより明確になったのではないだろうか。もう少し掘り下げた検討も必要だったと思われる。

平成23年2月と平成27年10月には湊北台団地入居者のアンケートも実施されている。アンケートの中では高齢単身世帯が団地世帯数の半数近くを占めている。その他で住居費の負担が苦しくならないことという意見も1／3近い世帯数から出ている。こういう結果から見ると、比較的元気な高齢者世帯で、建替えによって住居費がスライドで上がっていくことに不安を持っている入居者には、既存住棟を一部改修して残し、高層化した新棟1棟で整備するという考え方もあったのではないかと思う。

しかしながら、アンケートの中で完全バリアフリー化し、住戸面積も広くなった大輪町団地へ移転入居したい世帯数も半数以上になっている。こういう点を考慮すると、整備の継続も必要と思われる。

環境面から見ると、既存住棟10棟の解体で出てくる大量の産業廃棄物を考えると、リサイクルに利用される部分があるにしても問題に思える。産業廃棄物の削減に向かって整備内容の見直しも必要なのではないだろうか。

また省エネ対策から見ると、高層化される新棟には太陽光発電等の取入れも検討されてはいかがだろうか。それによって費用便益比も高くなってくるように思われる。

今後、これらの事も考慮に入れられ、工事手法、整備内容等の色々な面から検討され整備を進めていかれることを望む。

5 その他の審議箇所の再評価結果

抽出審議した11箇所以外で道路1箇所については詳細審議を行っていないが、それらの11箇所と同様な基準と方針により、適切に事業が執行されるものと判断し、事業者からの対応方針案に委員会の異論はなく、以下の1箇所についても「継続」が適当である。

(1) 社会資本整備総合交付金事業 (主) 桜江金城線 市山工区